

迅速審査について

平成27年12月17日作成

令和2年3月27日改訂

ヒトを対象とした研究倫理審査委員会作成

以下の要件のいずれかに該当する研究は、ヒトを対象とした研究倫理審査委員会による通常審査は行わず、委員長が指名する委員と協議のうえ判定する迅速審査を行うことができます。

1. 研究計画の軽微な変更の審査

例：研究責任者の交代、研究期間の変更、承認済みの研究課題の継続、実施分担者の追加・削除、研究対象者の追加・削除等

2. 共同研究であって、既に主たる研究実施機関において倫理審査委員会の承認を受けた研究計画を本学において実施しようとする場合の研究計画の審査

3. 侵襲を伴わない又は軽微な侵襲を伴う研究であって、介入を行わない研究計画の審査

※軽微な侵襲を伴う研究…研究対象者の身体または精神に生じる負担が小さい研究